

## 厚生労働大臣の定める揭示事項

### ■入院基本料に関する事項

当院は急性期一般入院料2を届けており、入院患者7人に対して1人以上の看護職員（看護師、准看護師）が勤務しています。入院患者25人に対して1人以上に看護補助者（看護補助者5割未満）を配置しています。

時間帯ごとの配置は各病棟に詳細を揭示しております。

### ■DPC対象病院に関する事項

【医療機関別係数：1.3169】

（基礎係数：1.0283 + 機能評価係数Ⅰ：0.2125 + 機能評価係数Ⅱ：0.0473 + 救急補正係数：0.0288）

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせで計算する“DPC対象病院”となっております。

### ■入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、 意思決定支援及び身体拘束の最小化及び栄養管理体制に ついて

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、意思決定支援及び身体拘束の最小化及び栄養管理体制の基準を満たしております。

### ■当院は、入院時食事療養（Ⅰ）に関する届出を行っています。

当院では、栄養管理士によって管理された食事を適時（朝食：8時、昼食：12時30分、夕食：18時以降）、適温で提供しています。

### ■「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載される物ですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

## ■長期収載品の選定療養費

長期収載品の選定療養費とは令和6年の診療報酬改訂により、令和6年10月1日から導入される制度です。患者さんが後発医薬品(ジェネリック医薬品)のある先発医薬品(長期収載品)を選択した場合に、その差額の4分の1を自己負担していただく制度です。患者さまが長期収載品を希望された際は、選定療養費として自己負担が発生します。

### 【対象】

- 院外処方、院内処方(入院中の患者さま以外の方)

### 【対象外となる場合】

- 医師が医療上の必要性があると判断した場合
- 後発医薬品の提供が困難な場合
- 入院中の患者さまへの処方
- バイオ医薬品

### 【負担金額】

- 長期収載品の金額と後発医薬品内での最高価格との価格差の4分の1

詳細に関しては厚生労働省のホームページをご参照ください。

URL [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39830.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html)

## ■入院期間が180日を超える場合の費用徴収について

同じ症状による通算のご入院が180日を超えると、患者さまの状態によっては健康保険から入院基本料の15%が病院に支払われません。180日を超えた日から入院が選定療養の対象となり、入院基本料の15%は特定療養費として患者さまの負担となります。

一般病棟入院基本料(急性期一般入院料2)

1日につき 2,937円(税込)

※以下の状態にある患者さんは選定療養の対象とはなりません。

- 厚生労働大臣が定める難病に指定されている方
  - 重傷者病室に入院されている方
  - 重度の肢体不自由者、重度意識障害者(日常生活自立度ランクB以上)
  - 脊髄損傷等の重度障害者
  - 人工呼吸器を使用されている方
- など

## ■ 電子的診療情報連携体制整備加算に係る掲示について

当院は、令和8年度診療報酬改訂で新設された電子的診療情報連携体制整備加算に係る施設基準に基づき、以下の体制を整備しています。

- オンライン請求を行っております。
- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- オンライン資格確認システムにより取得した医療情報を、診察室で閲覧又は活用して診療をできる体制を実施しています。
- マイナ保険証利用を促進するなど、質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 電子処方箋の発行や電子カルテ共有サービスなどの取り組みを実施してまいります。※  
(※今後導入予定です。)
- 診療報酬明細書の無料交付について、院内に掲示し、当院ホームページにも掲載。

## ■ 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定共有に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした、一般名処方 一般的な名称により処方箋を発行することを行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とはお薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。